

## 幼児教育・保育無償化ガイドブック

総合案内／幼保無償化事務センター TEL 044-246-2025  
(平日:午前10時～午後7時)

給付認定に関する問合せ先(平日:午前8時30分～午後5時)  
お住まいの区の児童家庭課・地区健康福祉ステーションにお問い合わせください。

川崎市地域みまもり支援センター児童家庭課 TEL044-201-3219  
大師地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当 TEL044-271-0150  
田島地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当 TEL044-322-1999  
幸区地域みまもり支援センター児童家庭課 TEL044-556-6688  
中原区地域みまもり支援センター児童家庭課 TEL044-744-3263  
高津区地域みまもり支援センター児童家庭課 TEL044-861-3250  
宮前区地域みまもり支援センター児童家庭課 TEL044-856-3258  
多摩区地域みまもり支援センター児童家庭課 TEL044-935-3297  
麻生区地域みまもり支援センター児童家庭課 TEL044-965-5158

制度に関する問合せ先(平日:午前8時30分～午後5時)

〔認可保育所、一時保育〕  
こども未来局保育事業部保育第1課 TEL044-200-2662

〔地域型保育事業、川崎認定保育園、病児・病後児保育、地域保育園、事業所内保育施設(認可外)、ベビーシッター〕  
こども未来局保育事業部保育第2課 TEL044-200-3128

〔入所申込、保育料の徴収、年度限定型保育〕  
こども未来局子育て推進部保育対策課 TEL044-200-3727

〔幼稚園、認定こども園〕  
こども未来局子育て推進部幼児教育担当 TEL044-200-3179

〔ふれあい子育てサポート〕  
こども未来局総務部企画課 TEL044-200-2848

第3版 2020年4月

2021年4月改定



# 幼稚園・保育所などの 利用料が無償化されます。

子育てに関わる経済的負担を軽減するため、令和元年10月1日から幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3～5歳児クラスの子どもたち、市民税非課税世帯の0～2歳児クラスの子どもたちの利用料が無償化されます。

無償化の内容は子どもの年齢や利用している施設などによって異なり、新たに手続きが必要となる場合や、延長保育料や給食費など無償化の対象外となる費用もあります。詳しくは「幼保無償化事務センター(044-246-2025)」にお問い合わせください。

対象となる子どもたちは  
2つのグループに分けられます。

## 3～5歳児クラス(すべての子ども)



## 0～2歳児クラス(市民税非課税世帯の子ども)

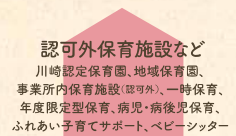


無償化の内容は施設によって異なります。  
大きく3つのケースに分類できます。

CASE 1 → P.4・5



CASE 2 → P.6・7



CASE 3 → P.8・9



※障害のある子どもたちのための児童発達支援等の利用者負担も無償化されます。  
(満3歳になった後の最初の4月1日から3年間)

## 無償化の対象外となる費用

標準的な利用料以外にかかる費用は対象外となります。

- ①給食費(主食+副食)
- ②延長保育料
- ③日用品・文房具費、行事費、制服代、通園バス費などの実費徴収



# CASE 1 認可保育所、認定こども園(保育所部分)、地域型保育事業などを利用



認可保育所、認定こども園(保育所部分)、地域型保育事業(小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業)を利用する3～5歳児クラスのすべての子どもたちの利用料が無償化されます。  
 0～2歳児クラスの子どもたちについては、市民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。

**3～5歳児クラス**  
(すべての子ども)

**無償**

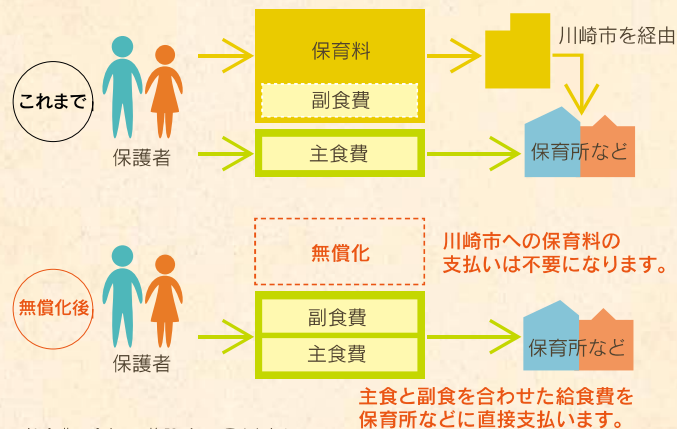
**0～2歳児クラス**  
(市民税非課税世帯の子ども)

**入園の際に「保育の必要性の認定」を受けるので、改める手続きは不要です。**

※「保育の必要性の認定」については11ページのQ5をご参照ください。

## CASE1の留意点

◎3～5歳児クラスの給食費のうちの副食費(おかずやおやつ代など)の扱いが変わります。



※給食費の金額は、施設ごとに異なります。  
 ※副食費免除世帯(被保護世帯、年収360万円未満相当世帯など)には川崎市から通知をお送りします。

◎他の無償化対象施設の併用については、無償化の対象外です。(児童発達支援等の併用は除く)

(例)認可保育所に通われている方が、病児保育を利用した場合、病児保育の利用料は無償とはなりません。

◎認定こども園(保育所部分)については、各園が金額や徴収時期を決定している特定負担額などは無償化の対象外です。

◆企業主導型保育事業を利用されている方も標準的な利用料が無償化されます。詳細は施設に直接お問い合わせください。

# CASE2 認可外保育施設などを利用

保育の必要性のある3～5歳児クラスのすべての子どもたちは月額37,000円まで、0～2歳児クラスの市民税非課税世帯の子どもたちは月額42,000円までの利用料が無償化されます。

**3～5歳児クラス**  
(すべての子ども)  
月額37,000円を上限額として  
**無償**

**0～2歳児クラス**  
(市民税非課税世帯の子ども)  
月額42,000円を上限額として  
**無償**

**「保育の必要性の認定※」を受ける必要があります。**

※「保育の必要性の認定」については11ページのQ5をご参照ください。

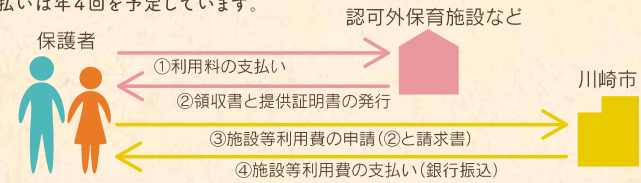
対象となる施設

川崎認定保育園、地域保育園、事業所内保育施設(認可外)、一時保育、年度限定型保育、病児・病後児保育、ふれあい子育てサポート、ベビーシッター

## CASE2の留意点

◎無償化の対象となるためには、新しい認定手続き「子育てのための施設等利用給付認定」が必要となります。

◎施設に支払った利用料の払い戻しの方法  
一旦、利用料はこれまで通り認可外保育施設などにお支払いいただき、領収書と提供証明書を施設からもらいます。領収書と提供証明書と請求書を川崎市へ送付し、内容を審査した後、申請者名義の銀行口座に振り込みます。複数施設をご利用している方につきましては、まとめて申請していただきます。支払いは年4回を予定しています。



※施設類型によっては、施設等利用費のお支払い方法が異なる場合があります。  
※ふれあい子育てサポートを利用された場合は、領収書・提供証明書にかわり活動報告書が提供会員から発行されますので、③施設等利用費の申請の際には、領収書・提供証明書ではなく活動報告書を添付してください。

◎無償化の対象施設は川崎市のHPに掲載しています。掲載のない施設は無償化の対象外ですので、ご注意ください。  
※川崎市外の施設が無償化の対象施設であるかどうかは、施設の所在する自治体のHPなどでご確認ください。



◎「病児・病後児保育」の昼食代・おやつ代などの実費徴収は無償化の対象外となります。  
※「病児・病後児保育」は保育所などに通園している子どもが病気で保育所に預けられない場合に、ご利用いただく制度です。

◎「ふれあい子育てサポート」の送迎のみの利用は無償化の対象外となります。  
※「ふれあい子育てサポート」は登録した会員相互で育児援助活動を行う事業です。

# CASE3 幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）を利用

対象となる施設

幼稚園

認定こども園  
(幼稚園部分)

幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)を利用する3～5歳児クラスのすべての子どもたちの利用料が無償化されます。

保育の必要性の認定を受けた方は、利用料に加え、利用日数に応じて、最大月額11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償になります。

## 3～5歳児クラス(すべての子ども)



月額25,700円を  
上限額として  
**無償**

3～5歳児クラスの子ども

市民税非課税世帯の  
満3歳児\*の子ども

預かり保育料  
月額11,300円を  
上限額として  
**無償**

さらに  
預かり保育を  
利用する場合

預かり保育料  
月額16,300円を  
上限額として  
**無償**

※対象となる期間は3歳の誕生日から最初の3月31日まで

**預かり保育が無償化されるには  
「保育の必要性の認定」の手続きが必要です。**

※「保育の必要性の認定」については11ページのQ5をご参照ください。

## CASE3の留意点

◎利用料の上限額(月額25,700円)を超える費用(入園金、特定負担額など)については、無償化後も保護者の方の負担となります。

◎園が実費で徴収している費用(教材費、通園バス費、給食費、行事費など)は無償化の対象外となります。

◎預かり保育料は「保育の必要性の認定」を受けた3～5歳児クラスの子どもを対象として、1日あたり450円まで、月額11,300円を上限として無償化されます。

※「保育の必要性の認定」を受けた市民税非課税世帯の満3歳児(対象となる期間は3歳の誕生日から最初の3月31日まで)の預かり保育料は、月額16,300円を上限として無償化されます。

※利用時間、日数に応じて預かり保育料は変動します。

「保育の必要性の認定」を受けた  
3～5歳児クラスの子ども



預かり保育料は  
月額11,300円を上限として無償  
(1日あたり450円まで)

「保育の必要性の認定」を受けた  
市民税非課税世帯の満3歳児\*の子ども  
※対象となる期間は3歳の誕生日から最初の3月31日まで



預かり保育料は  
月額16,300円を上限として無償  
(1日あたり450円まで)

◎幼稚園などが実施する教育時間を含む預かり保育の、平日の実施時間が8時間未満、または年間実施日数が200日未満の場合、認可外保育施設などの利用も無償化の対象となります。

※月額11,300円または16,300円から、預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限となります。

# Q&A

## Q1 無償化の対象になる子どもがいます。何か手続きが必要ですか？

認可保育所、認定こども園(保育所部分)に在園されている方は手続き不要です。幼稚園などの預かり保育や認可外保育施設などを利用されている方は、無償化の給付認定「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要がありますので、手続きが必要です。



## Q2 無償化の給付認定を申請します。どのような書類が必要ですか？

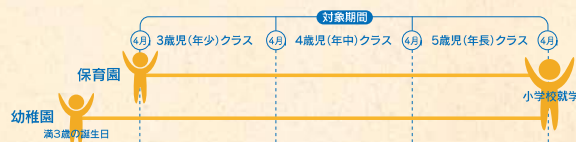
申請にあたっては、「子育てのための施設等利用給付認定」申請書及び保育の必要性を確認できる書類(就労証明書など)が必要です。

詳しい手続き方法については、川崎市のHPを確認してください。



## Q3 3歳の誕生日から無償化になりますか、また、6歳になると対象ではなくなりますか？

基本的に小学校就学前の3年間が無償化の適用期間となります。そのため、年度途中で3歳になっても翌年度の4月からが対象です。ただし、幼稚園については、満3歳になった日から対象となります(預かり保育は市民税非課税世帯のみ対象)。また、年度の途中で6歳になっても、その年度の3月までは対象です。



## Q4 認可保育所に入所できず、認可外保育施設を利用していますが、改めて無償化の手続きが必要ですか？

改めて申請手続きをお願いします。ただし、平成31年4月以降に「教育・保育給付認定<sup>※</sup>」の手続きをされた方は、就労証明書などの提出に替えて、支給認定決定通知書の写しで構いません。なお、この取扱いは変更となる場合がありますので、最新情報は川崎市のHPを確認してください。

<sup>※</sup>これまで支給認定と呼ばれていたもので、認可保育所などの申請・利用にあたり、保護者の保育の必要性事由(就労・就学・介護など)を確認の上、川崎市が認定するものです。10月の幼児教育・保育無償化の実施に伴い、名称が変更されました。

## Q5 無償化の認定にあたり、保育の必要性を確認するのはなぜですか？

認可外保育施設などの利用者に対する無償化の給付は、認可保育所などを希望しながら入所できなかった場合の代替措置として考えられているため、認可保育所などの利用の基準と同様に「保育の必要性の認定」が必要となります。

保育を必要とする事由	保育実施期間
1 月64時間以上の就労 <sup>※</sup>	小学校就学前までの保育を必要とする期間
2 妊娠・出産	出産予定日の前後2か月程度
3 保護者の病気、負傷または心身障害	小学校就学前までの保育を必要とする期間
4 同居または長期入院している親族などの介護・看護	小学校就学前までの保育を必要とする期間
5 災害の復旧	災害の復旧が完了すると見込まれる期間
6 求職活動または起業の準備	2か月以内
7 卒業後就労を目的とした職業訓練校や大学などへ通学していること	職業訓練校や大学などへ通学する期間
8 虐待やDVの恐れがあること	小学校就学前までの保育を必要とする期間
9 児童を養育する能力が著しく欠如している場合など、その他児童福祉の観点から保育の実施が必要であり、上記1～8に類すると、市長が認める場合	小学校就学前までの保育を必要とする期間

<sup>※</sup>1日の就労時間及び月の就労日数に関わらず月64時間以上就労している場合に該当となります。(令和3年4月から変更)



## Q6 一時保育<sup>※</sup>を利用しました。利用料を払い戻してもらうにはどうすればいいですか？

無償化の給付認定を受けた方が対象となりますが、幼保無償化事務センターに必要書類(請求書・領収書など)を添付して申請してください。内容を審査した上で指定の口座に振り込みます。なお、申請は四半期(3か月)ごとにとまとめて請求となります。詳しくは川崎市のHPを確認してください。

<sup>※</sup>一時保育のほか、川崎認定保育園、地域保育園、事業所内保育施設(認可外)、年度限定型保育、病児・病後児保育、ふれあい子育てサポート、ベビーシッターを利用した場合も同様です。

## Q7 幼稚園の認可を受けていない幼児教育を目的とする「幼稚園類似施設」は、無償化の対象となりますか？

これらの施設が認可外保育施設の届出を行っている場合、無償化の対象施設となります。届出を行っているかについては、施設にお問い合わせください。なお、利用料の無償化にあたっては「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

## Q8 認可保育所に子ども2人(5歳と2歳)が入所しています。これまで2人目は第2子料金でした。無償化以降はどうなりますか？

無償化実施以降も引き続き、2人目の子どもは第2子料金となります。

